

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業
運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内物流機能の維持を図るため、燃料費高騰により厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者及び中小倉庫事業者に対して、エネルギー価格高騰分の一部への補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費について、その実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象期間)

第3 補助金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、規則第4条に定める交付決定前についても対象期間とすることができる。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号－1）・役員等名簿（様式第4号－2）
- (4) 県税納税証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第 5 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、変更承認申請書（様式第 5 号）により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助金交付決定額の 10%以内の経費を減額する変更

ロ 経費の配分の変更のうち、補助区分内における補助対象経費の 20%以内の経費を増減する変更

ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、遂行状況報告書（様式第 7 号）により、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

（状況報告）

第 6 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

第 7 規則第 12 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第 8 号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第 12 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第 9 号）

(2) 収支精算書（様式第 10 号）

(3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第 8 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第 15 条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第 11 号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 9 第 4 第 2 項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第 7 第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 12 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管等)

第 10 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

(取得財産等の管理)

第 11 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第 12 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間等)

第 13 規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては 5 年間とする。

2 第 12 に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第 13 号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるとき又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

（情報管理及び秘密保持）

第 14 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏洩してはならない。

（間接補助事業の実施）

第 15 補助事業者は、間接補助事業に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合において、間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、第 6 及び第 10 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 知事は、間接補助事業者が、間接補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（書類の提出部数）

第 16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正副各 1 部とする。

（その他）

第 17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金に適用する。

別表

補助対象事業			補助対象経費	補助率	補助上限額
区分	内容				
事業費 (間接補助金)	宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業（運送事業者向け）	県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む中小規模貨物運送事業者に対し、トラック等の保有台数に応じて補助するもの。 普通・牽引 1 台につき 3 万円 小型 1 台につき 2. 5 万円 軽 1 台につき 1 万円	間接補助金 原資相当分	10/10 以内	合計 742,000 千円 (注)
	宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業（倉庫事業者向け）	県内において倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 3 条による倉庫業の登録を受けている中小倉庫事業者に対し、倉庫の受寄物在庫面積・容積に応じて補助するもの。 普通倉庫（1・2 類） 6 5 円／㎡ 冷蔵倉庫（C 級） 2 0 0 円／㎥ 冷凍倉庫（F 級） 4 4 0 円／㎥	同上	同上	
事務費 (直接補助金)	宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業	間接補助事業の実施に係る事務費（募集、審査、交付決定、補助金支出、問い合わせ対応等関連業務）	人件費、謝金、旅費、会議費、会場借料費、事務所借料費、印刷費、通信運搬費、事務機器リース費、消耗品費、雑役務費、振込手数料（間接補助金の支払いに係る分）、ホームページ作成・維持管理費、広報費、委託費、外注費、その他知事が必要と認める経費	10/10 以内	16,000 千円 かつ 予算の範囲内

(注) 概ね運送事業者向け補助額を 603,000 千円、倉庫事業者向け補助額を 138,150 千円とし、合計額の範囲において、補助額の配分は調整できるものとする。